

入札公告

馬見丘陵公園アドバイザー業務委託（補助都市計画公園事業（社会資本））について、次のとおり総合評価落札方式一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告します。

令和8年4月3日

奈良県知事 山下 真

第1 競争入札に付する調達の内容

1 業務名、業務番号

馬見丘陵公園アドバイザー業務委託（補助都市計画公園事業（社会資本））
第 1-70-A4-委-1 号

2 業務内容

馬見丘陵公園では、賑わい創出と維持管理のための財源を確保し、持続可能な公園管理を実現するため、令和10年度以降、同公園に公募設置管理制度（Park-PFI）及び指定管理者制度並びに企業連携（ネーミングライツ）制度（以下、「民間活力制度」という。）を導入する予定である。本業務では、民間活力制度の導入にあたり、公募設置等指針及び指定管理者募集要項並びに企業連携募集要項の作成から事業者選定や契約の締結までに必要となる各種資料等について作成及び支援を行うことを目的とする。なお、民間活力制度の導入に当たっては、事業者が収益施設に加え、公園を総合的に管理運営することを想定している。

3 業務の仕様

特記仕様書による

4 業務期間

契約日から令和10年3月17日まで

5 業務場所

北葛城郡河合町～北葛城郡広陵町

6 予定価格

非公表

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる1から12までのいずれにも該当する者が、かつ、第3（3）に定める入札参加申込書を提出し競争入札参加資格の確認を受け、第3（4）に定める技術提案書（事前）の記載内容が適正であることの確認を受けた者のみが、この入札に参加することができます。

1 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

であること。

- 2 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- 3 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。
- 4 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目（大分類）Q役務の提供（中分類）4検査・分析・調査業務（小分類）③調査分析業務に登録をしている者であること。
- 5 平成28年4月1日以降、公告日までに完了した、「アドバイザー」業務（国又は地方公共団体が発注したもの）の元請実績を有している者であること。
- 6 この業務を行う期間中、受注者は、技術上の管理及び作業を伴う業務を担当する統括責任者（1名）及び担当者（2名以上）を配置すること。また、配置従事者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち統括責任者にあつては、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に雇用関係（代表者可）にある者でなければならない。
- 7 銀行の取引停止又は差押えを受けていない者であること。
- 8 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることができなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- 9 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（当時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）でないこと。
- 10 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- 11 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しないこと。
- 12 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- 13 11及び12に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

第3 入札手続き等

1 入札説明書及び設計図書等の交付

- (1) 交付期間 令和8年4月3日（金）から令和8年4月24日（金）まで
- (2) 交付方法 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課のホームページに掲載します。

URL：<https://www.pref.nara.lg.jp/n153/p034004.html>

2 質問の受付

- (1) 特記仕様書等に関することに限り、下記のとおり書面により提出してください。様式は任意です。

ア 提出日時 令和8年4月13日（月）午後4時まで

イ 提出場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局公園企画課総務企画係（県庁分庁舎6階）

ウ 提出方法 書留郵便により提出してください。また、アの期限を過ぎたものは一切受け付けません。

（2）（1）の質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

ア 閲覧日時 令和8年4月17日（金）午後5時以降（予定）

イ 閲覧場所 第3の1（2）に同じ

3 入札参加申込書の提出

入札に参加しようとする者は、様式S1競争入札参加資格確認申請書並びに様式S2競争入札業務実績証明書及び確認資料を添付のうえ、下記のとおり書面により提出してください。

（1） 提出期限 令和8年4月13日（月）午後4時まで（期限までに到着したもののみ有効とします。）

（2） 提出場所 第3の2の（1）イに同じ

（3） 提出部数 各1部

（4） 提出方法 郵便（書留郵便に限ります）により提出してください。封筒には「令和8年6月4日開札 馬見丘陵公園アドバイザー業務委託（補助都市計画公園事業（社会資本）） 入札参加申込書在中」と朱書きしてください。

（5） 作成及び提出に係る費用は提出者の負担とします。

4 技術提案書（事前）の内容確認

入札に参加しようとする者は、様式1及び様式2により技術提案書（事前）を下記のとおり書面により提出し、内容確認を受けなければなりません。

なお、期限までに技術提案書等（事前）を提出しない者及び技術提案書等（事前）が適正でない者（未記載を含みます。）若しくは提案を求めている事項が1つでも欠落している者は、この業務の入札に参加することができません。

（1） 提出期限 令和8年4月24日（金）午後4時まで（期限までに到着したもののみ有効とします。）

（2） 提出場所 第3の2の（1）イに同じ

（3） 提出部数 各1部

（4） 提出方法 郵便（書留郵便に限ります）により提出してください。封筒には「令和8年6月4日開札 馬見丘陵公園アドバイザー業務委託（補助都市計画公園事業（社会資本）） 技術提案書（事前）在中」と朱書きしてください。

（5） 技術提案に関するヒアリングは実施しません。

（6） 作成及び提出に係る費用は提出者の負担とします。

5 技術提案書（事前）の適否の通知

（1） 通知日 令和8年5月22日（金）（予定）

（2） 通知方法 入札参加申込書に記載されたメールアドレスへ通知を送付します。

6 技術提案書（事前）の要否に対する理由の説明請求（欠格とされた者のみ）

- (1) 期限 令和8年5月28日（木）午後4時まで
- (2) 請求方法 任意の書面持参に限ります。
- (3) 提出場所 第3の2の（1）イに同じ

7 技術提案書（事前）の適否に対する理由の回答

- (1) 日時 令和8年6月1日（月）（予定）
- (2) 入札参加申込書に記載されたメールアドレスへ送付します。

8 入札の方法及び開札の日時等

(1) 入札の手續

①郵便（書留郵便に限る）による入札

入札書は、郵便により提出することができます。この場合は、書留郵便に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に「令和8年6月4日開札 馬見丘陵公園アドバイザリー業務委託（補助都市計画公園事業（社会資本）） 入札書在中」と朱書きするとともに、中封筒に入札書及び見積根拠資料を入れ、封印等の処理をし、令和8年6月3日（水）午後4時までに第3の2の（1）イに定める場所に到着するようにしてください。詳細は、入札説明書によります。

②持参による入札

入札書及び見積根拠資料を封筒に入れ、封筒の表に「令和8年6月4日開札 馬見丘陵公園アドバイザリー業務委託（補助都市計画公園事業（社会資本）） 入札書在中」と朱書きするとともに、入札者の住所及び商号又は名称を記載のうえ封印等の処理をし、第3の8の（2）及び（3）に定める日時及び場所に持参してください。詳細は、入札説明書によります。

- (2) 開札の日時 令和8年6月4日（木）午前10時00分
- (3) 開札の場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
入札室（奈良県庁分庁舎6階）

9 入札に係る金額の記入方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

10 入札執行回数

入札執行回数は、2回までとします。1回目の入札（以下「初度入札」といいます。）において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、直ちに2回目の入札（以下「再度入札」といいます。）を行います。ただし、再度入札は、当該入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。なお、初度入札において無効の入札を行った者は、再度入札に参加することができません。

1.1 技術提案書（事後）の内容確認

(1) 開札後、落札候補者（評価値の最も高い者）については、発注者が指定する日時までに、様式3、様式4及び様式5により技術提案書（事後）及びその添付書類（以下「技術提案書等（事後）」といいます。）を下記のとおり書面により提出し、内容確認を受けなければなりません。

ア 提出期限 令和8年6月8日（月）午後4時まで（期限までに到着したもののみ有効とします。）

イ 提出場所 〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県県土マネジメント部技術管理課品質管理グループ（県庁分庁舎6階）
電話番号 0742-27-7608（ダイヤルイン）

ウ 提出部数 各1部

エ 提出方法 持参のみ

オ 技術提案に関するヒアリングは実施しません。

カ 作成及び提出に係る費用は提出者の負担とします。

(2) 技術提案書等（事後）の内容確認後、落札候補者の技術評価点に変更となり、かつ評価値の最も高い者が変更になった場合は、再度、最も評価値の高い者を落札候補者とします。

1.2 競争入札参加資格の確認

開札後、落札候補者は、入札説明書第9に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料（以下「競争入札参加資格確認申請書等」といいます。）を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

①期限 令和8年6月8日（月）午後4時まで（期限までに到着したもののみ有効とします。）

②提出方法 持参のみ

③提出部数 各1部

④提出場所 第3の2の（1）イに同じ

※上記第3の1～1.2に示す期間は、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）及び正午から午後1時までを除きます。

1.3 落札者の決定方法等

(1) 総合評価の方法及び落札者の決定基準

この業務の総合評価に関する規準は、次のとおりとします。

ア 入札価格に対する価格評価点の計算は、次の算出方法で行い、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出します。

価格評価点 = 60点 × (1 - 入札価格 / 入札書比較価格 (予定価格の消費税及び地方消費税抜きの金額))

イ 技術評価点の計算は、次の算出方法で行い、小数第3位以下を切り捨てし、小数第2位まで算出します。

技術評価点 = 60点 × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

ウ 価格と価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の上記ア及びイによって得られた価格評価点と技術評価点の合計値（以下「評価値」といいます。）をもつ

て行うこととし、その計算は次の算出方法で行います。

評価値＝価格評価点＋技術評価点

エ 技術提案評価の履行の確保

この業務の受注者は、契約後に技術提案書の内容を満たす業務計画書を提出し、必ず履行しなければなりません。

オ 詳細は、入札説明書によります。

(2) 落札者の決定方法等

入札価格が入札書比較価格の制限の範囲内であり、かつ、技術提案書等の内容が適正である者のうち、(1)に定める方法により得られた評価値の最も高い者を落札候補者とし、第3の11の技術提案書(事後)の内容確認及び第3の12の競争入札参加資格の確認を行ったうえで、落札者を決定します。この場合において評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定します。詳細は、入札説明書によります。

第4 その他

1 入札保証金

奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「契約規則」といいます。)第4条に定めるところによります。

2 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約規則第19条第1項ただし書きの規定(保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者、又は過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等、将来契約を履行しないこととなるおそれがないとみとめられる者)に該当する場合は、免除します。

契約の相手方が本契約に違反して契約を解除された場合には、契約保証金は違約金として奈良県に帰属します。ただし、契約保証金を免除されている場合には、解除違約金として契約金額の100分の10に相当する額を奈良県に納付するものとします。

3 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 契約規則第7条に該当する入札
- (2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札
- (3) 入札書と見積根拠資料に不整合がある入札

4 契約書作成の要否

要します。

5 調達手続きの停止等

この調達に関する苦情の処理手続きにおいて、契約の締結若しくは執行を停止し、又は契約を解除する場合があります。

6 手続きにおける交渉の有無

無

7 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があ

ると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

8 契約の解除

契約締結後、契約者について6の(1)から(7)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、7の(1)、(3)、(4)及び(5)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

9 予算の減額又は削除に係る契約解除

契約締結後、発注者の歳入歳出予算において契約者に支払うべき委託料が減額又は削除されたときは、契約を変更又は解除することがあります。

10 その他

その他詳細は、入札説明書によります。